

蕨市国民健康保険条例の一部改正
(案) について

蕨市国民健康保険条例の一部を改正する条例

蕨市国民健康保険条例（昭和34年蕨市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（被保険者としない者）

第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、児童福祉施設に入所している児童、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童又は一時保護が行われている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。

第7条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第4条の改正規定は公布の日から、第7条第1項の改正規定は令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条第1項の規定は、令和4年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。